

令和3年度経済産業省事後評価実施計画

1. 令和3年度経済産業省事後評価実施計画の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「経済産業省政策評価基本計画」を踏まえて、令和3年度経済産業省事後評価実施計画を定める。

2. 記載事項

法第7条第2項の規定に基づき、計画期間、事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を以下のとおり定める。

3. 計画期間

令和3年度の間とする。

4. 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

① 評価対象

事後評価は（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）を対象とし、評価書を作成する。

（ア）経済産業省政策評価基本計画の別紙に掲げる施策

（イ）経済産業省の所掌に係る租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策のうち、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。平成25年8月5日一部改正。）に基づき評価の必要性の高いものとして、別紙1に掲げるもの

（ウ）経済産業省の所掌に係る規制の政策のうち、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正。）に基づき規制の見直し時期が到来するものとして、別紙2に掲げるもの

（エ）経済産業省の所掌に係る公共事業（工業用水道事業）に係る政策のうち、「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」に基づき評価の対象となる事業として、別紙3に掲げるもの

② 評価方法

評価対象となる施策を主管又は租税特別措置等及び規制を所管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。

事後評価を実施する租税特別措置等

1. 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
2. 青色申告特別控除
3. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法、中心市街地活性化法）
4. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特別区域法）
5. 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
6. 外国組合員に対する課税の特例
7. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）
8. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度）
9. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）
10. 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（委託者保護基金）
11. 使用済自動車に係る自動車重量税の還付
12. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る鉱区税の軽減税率

事後評価を実施する規制

1. 再処理等積立金法の改正（再処理等抛出金法の制定）に係る規制（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律）
2. 非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し（輸出貿易管理令）
3. 高圧ガス保安法の自主保安の高度化を促す制度及び新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度（高圧ガス保安法施行令）
4. 製造、輸入、使用を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令）
5. 国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等（外国為替令及び輸出貿易管理令）

(別紙 3)

事後評価を実施する公共事業（工業用水道事業）

1. 利賀川工業用水道事業